

文教施設（社会教育施設、スポーツ施設、文化施設）における 公共施設等運営権制度の可能性と導入に関する論点整理（案）

【本報告書の目的】

- ・ PPP/PFIアクションプランでコンセッション事業の具体化目標が決定（平成30年度までに3件）
- ・ 地方公共団体によるコンセッション事業導入事例はなく、知識やノウハウが乏しい。
- ・ 制度のメリットや、導入に当たって論点等を示し、コンセッション事業導入の促進を図る。

第1章 背景

1. 文教施設の現状

- ・ 生涯学習やスポーツ、文化の振興の他、地域コミュニティの拠点など多面的な役割
- ・ 指定管理者制度が1/4の施設で導入される中、
①指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難、②低価格競争になりがち、等の課題

2. 公共施設等運営権制度について

- ・ 平成23年のPFI法改正により公共施設等運営権制度が導入も、事例は1件のみ。

導入促進のためには、
制度の正しい知識の普及、最大限の成果を出すために検討すべき論点を整理することが必要。

第2章 文教施設における公共施設等運営権制度の導入について

1. 公共施設等運営権制度の特徴について

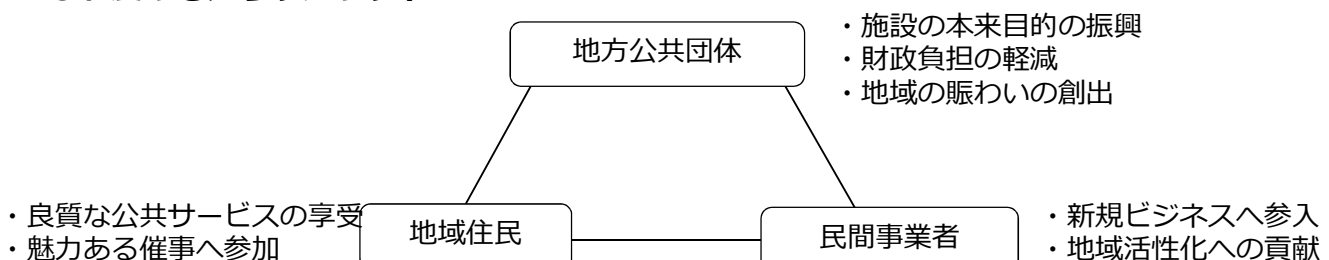
<公共施設等運営権制度の目指す姿>

- ・ 民間事業者を高水準の公的サービスを提供する「ビジネスパートナー」と位置づけ
- ・ 長期的な運営で施設の本来機能の向上に加え、民間の創意工夫により新たな価値を創造

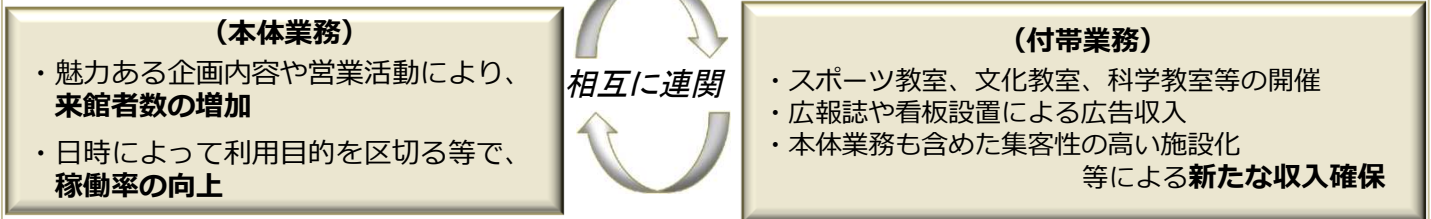
○制度の特徴

- ・ 施設の所有権は公共にある等、公共による一定の関与と責任は確保
- ・ 料金収入を民間事業者の収入とする仕組み
- ・ 具体的な事業内容についても柔軟な対応が可能

○制度のもたらすメリット



○事業導入の生み出す相乗効果



○柔軟な事業スキーム

- ・「独立採算型」の他、公共側が一部費用負担する「混合型」も可能。
- ・運営業務と維持管理業務を一体に行う他、契約を切り分ける「分離一体型」も可能。
- ・運営権対価の一括払いの他、分割払い、対価なしも可能。

→ 地域の実情や施設の状況に応じ、柔軟な形態を採ることができる。

○現行制度にはないメリット

- ・長期の契約
- ・自らの判断で大規模な投資が可能（民間事業者の裁量大）

→ ✓事業範囲の拡大 ✓最適な更新投資マネジメントによる経営 ✓地域全体の魅力向上

上記の制度のメリットを十分に活かすためには、以下の観点が必要

2. 公共施設等運営権制度の成果を高めるために具体的な論点

(1) 目的の明確化

- ①施設本来の設置目的の明確化 → ②事業導入の主眼の明確化（施設の維持費用の捻出や地域経済の活性化等）

(2) コンセッション事業導入の判断基準の具体化

(3) 民間事業者へのインセンティブ

- ・創意工夫を引き出す仕組み作り
- ・収益とリスクのフェアな官民分担
- ・徹底的な情報開示
- ・複合的な運営の検討

(4) 専門的人材の継続的な確保

(5) 早期の地方公共団体等の関係者の理解

3. コンセッション事業の導入可能性が高い施設例

- ・新規施設整備や大規模改修を行う施設
- ・一定の利用者数の見込まれる利便性の高い施設
- ・都市部で周辺施設も包含した複合的な運営が可能な施設
- ・スタジアム・アリーナ等、多くの観客席を有する施設

等

第3章 国による推進方策

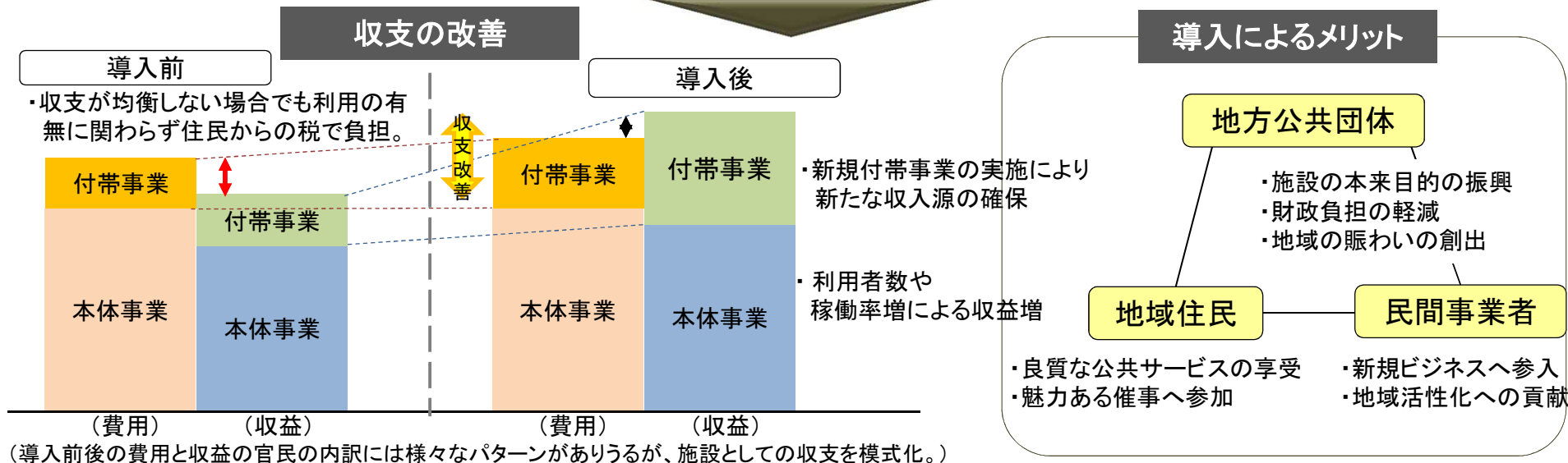
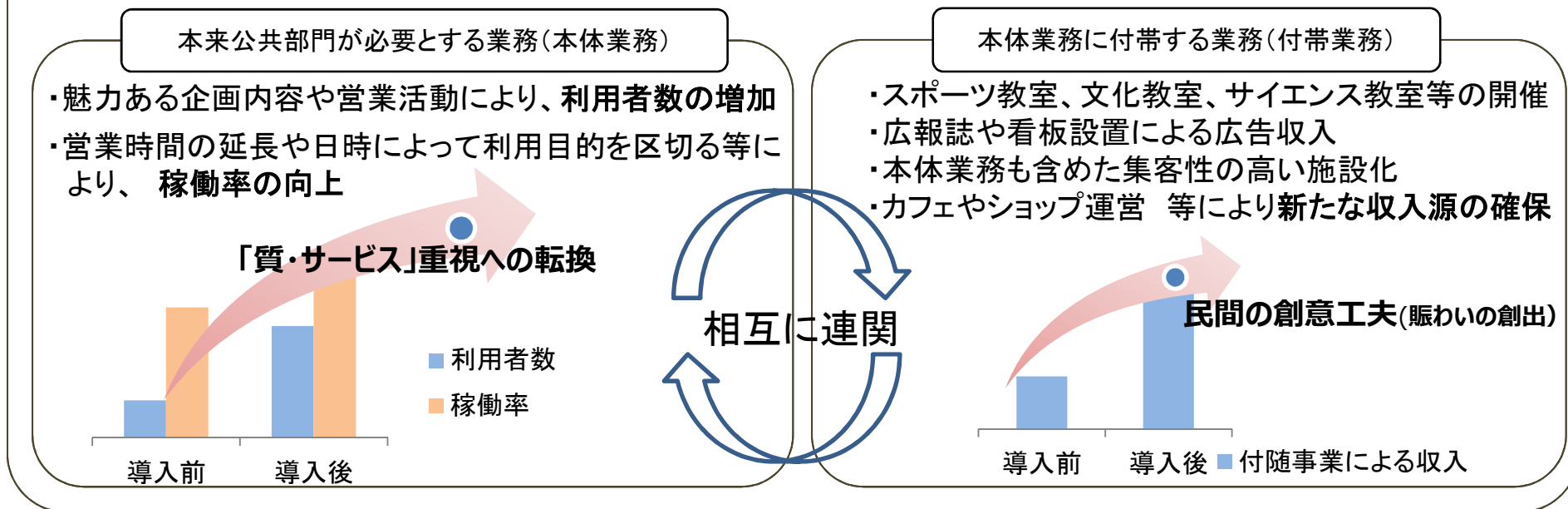
上記の施設を中心に論点を踏まえ、官と民が協働し実情に応じた事業作りを行えるよう、国は以下の推進方策を実施。

- ・地方公共団体における先導的事业への支援（具体的な検討事例の提示）
- ・地域プラットフォーム等を活用した普及啓発（正しい知識の普及）
- ・事業導入に当たっての手引き（解説書）の作成による技術的な支援
- ・関係省庁との連携
- ・民間資金等活用事業推進機構の活用促進

コンセッション事業導入の生み出す相乗効果

別添

本体業務の充実と新たな付帯業務は相互に関連しあうことで、施設全体の振興、収入増となる相乗効果が生じる。



⇔ 一方で、地方公共団体において実施した事例はなく、今後地域の実情に応じた徹底した協議をし、官民協働で事業を作り込む必要